

岡山県版図柄ナンバープレートデザイン案の作成について

本資料は、岡山県版図柄ナンバープレートのデザイン案を作成する際の基本的な注意事項を示すものです。作成前に必ず確認してください。

1 共通事項

(1) 指定様式の使用

- ・指定様式（中型標板サイズ）を岡山県ホームページからダウンロードして作成すること。
URL：<https://www.pref.okayama.jp/page/1024906.html>
- ・様式の縦横比率、サイズは変更しないこと。
- ・様式外への描画は無効となる場合がある。



(2) 提出形式

- ・ファイル名を「提出日_応募者氏名（例：20260415_岡山太郎）」とすること。なお、複数のデザイン案を提出する場合、応募者氏名の後に番号（例：20260415_岡山太郎②）を付けること。
- ・提出する際は、PDF形式にすること。

(3) 使用を推奨する色味

ナンバープレートに記載される表示文字の視認性確保等の観点から、図柄デザインに使用する色味（特に表示文字付近（次ページ参照））は、極端に暗い色、鮮やかな色を避けること。国の「ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）（別添1）」の色味を参考とするが、応募時点での詳細な指定は行わない。

なお、色の濃淡や色調の変更のため、必要に応じて修正を依頼する場合がある。また、県または国が補作・修正する場合がある。

(4) デザインの範囲

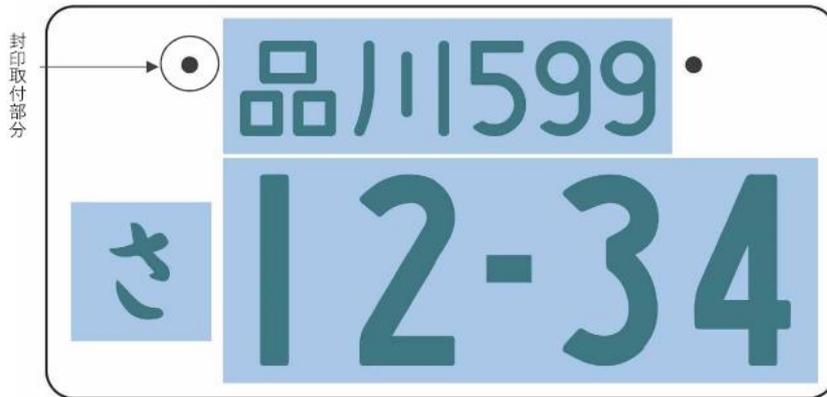
ナンバープレートには、車種区分に応じて以下の要素が付加されるので、十分注意すること。

- ・共通：表示文字及び標板の種類（中型・大型）により、表示文字付近の配置が異なる。
- ・登録自動車（普通車等）：封印が取り付けられる
- ・事業用登録自動車：緑枠が付く
- ・軽自動車（自家用）：黄色枠が付く

※枠および封印位置を考慮し、重要な図柄・文字・シンボルは配置しないこと。

※詳細は国の「ガイドライン（別添1）」及び「図柄ナンバープレートサイズ（別添2）」の資料を参照すること。

○ 表示文字付近とは以下の網掛部分の範囲



○ 事業用自動車のイメージ



○ 軽自動車（自家用）のイメージ



※国土交通省「ナンバープレートの図柄デザイン制作に関するガイドライン」より

2 デザイン案の作成

(1) Adobe Illustrator (.ai 形式) で作成する場合

- ・カラーモードは CMYK を使用すること。
- ・黒 (K) の成分を含まない配色とすること。
- ・デザイン案は、レイヤー内の「デザインレイヤー (編集可)」を使用して作成すること。
- ・指定様式のロックされたレイヤー「レイヤー名 (編集不可)」は解除・移動・削除しないこと。
- ・文字を使用する場合はアウトライン化すること。
- ・リンク画像を使用する場合は埋め込み処理を行うこと。
- ・登録自動車に付加される封印を、点線により表示している。
- ・レイヤー内の「事業用縁線レイヤー」及び「軽自動車用縁線レイヤー」により、付加される縁を確認することができる。
- ・最終提出は PDF 形式にすること。なお、レイヤー内の「基本情報報」、「事業用縁線レイヤー」及び「軽自動車用縁線レイヤー」は非表示にすること。

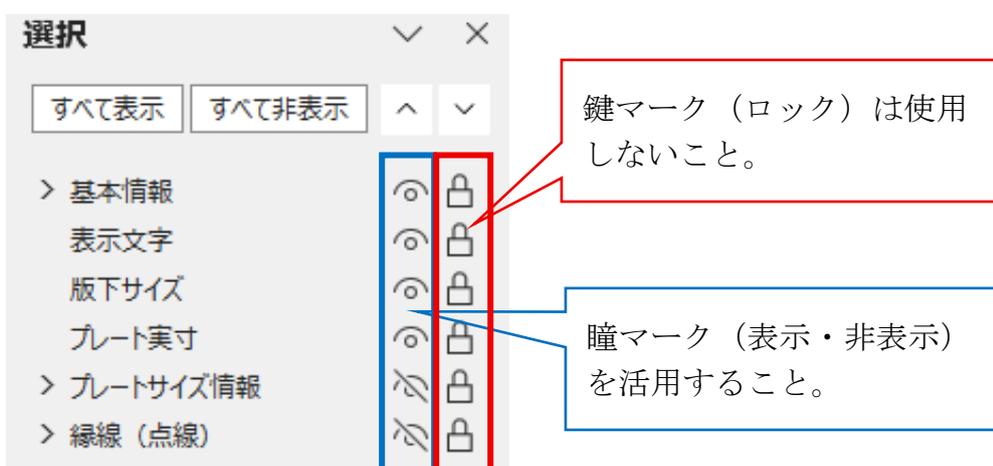
指定様式 (Illustrator)



「デザインレイヤー (編集可)」のみ編集すること。

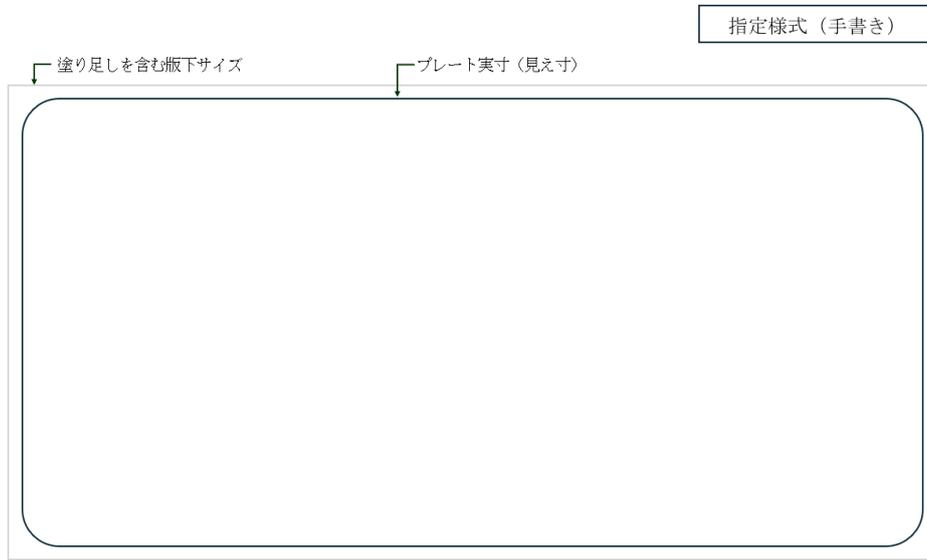
(2) PowerPoint (.pptx 形式) で作成する場合

- ・指定様式の位置・サイズを変更しないこと。
- ・縦横比を保持したまま作成すること。
- ・図形や画像は枠内に収めること。
- ・「選択 (ホーム→編集→選択)」機能より、表示文字、ビス穴等を、非表示にして確認することができる。
- ・過度に細かい模様や薄い色は印刷時に再現されない場合がある。
- ・登録自動車に付加される封印及び事業用登録自動車、軽自動車に付加される縁を、点線により確認することができる。
- ・提出前に必ず PDF 形式にし、レイアウト崩れがないか確認すること。なお、出力サイズは A4 とし、等倍で縮小される。
- ・「プレートサイズ情報」及び「縁線 (点線)」は、提出時に非表示とすること。



(3) 手書きで作成する場合

- ・ 指定様式をA4サイズで印刷し、枠内に収まるように描くこと。
- ・ 鉛筆のみの薄い線は避け、はっきりとした線で描くこと。
- ・ 影・ぼかし・細密描写は再現されない場合がある。
- ・ スキャンまたは撮影し、PDF形式にして提出すること。
- ・ 汚れ、折れ、影の写り込みがないよう注意すること。
- ・ 提出は1枚目（指定様式（手書き））のみとする。
- ・ 2枚目（参考（提出不要））については、表示文字、ビス穴等の位置を確認する際に活用すること。なお、登録自動車に付加される封印及び事業用登録自動車、軽自動車に付加される縁を、点線により確認することができる。



(4) その他のソフト等で制作する場合

- ・指定様式は、(1)～(3)のいずれかの様式を使用すること。
- ・必ず指定様式の比率を保持すること。
- ・テキストは可能な限り画像化すること。
- ・最終提出はPDF形式にすること。

3 その他

デザインはフルカラーを基本とするが、モノトーン基調で作成することも可能とする（フルカラーの概念にはモノトーン基調も含まれるため、必ずしも多色表現とする必要はない）。

指定様式は中型標板とし、大型標板のデザインは、中型標板で作成されたデザインを国が等倍で拡大するため、作成不要である。

※本事項に記載のない内容については、国が示す「ガイドライン（別添1）」を優先する。